

笠 教 学 第 1326 号
令和 2 年 2 月 2 8 日

各小・中・義務教育学校長 様

笠間市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

臨時休校中の児童・生徒の安全な生活について (通知)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休校措置の要請を受け、笠間市では3月2日より3月24日まで、市内小・中・義務教育学校の臨時休校を決定しました。

つきましては、感染症拡大防止のための措置であるという趣旨を理解させるとともに、児童生徒の休校中における健全な生活について、下記の点を再確認し安全指導の徹底をお願いします。

記

(1) 休校中の生活について

- 学校日(平日)の日中は、自宅で過ごし学習時間を確保する。
 - ・ 臨時休業中は家庭訪問や電話連絡等を定期的に行う。
 - ・ 学童は通常利用している児童のみ休業中と同じ対応ができる。但し新たに利用することは不可。自宅で保育できる家庭はなるべく利用を控える。
 - ・ 適応指導教室は通常通り開設する。
 - ・ 今年度、購入したワークテストや家庭学習を適切に課す。
 - ・ クラウド学習の利用を積極的に進める。
- 不要不急の外出をせず、できる限り人込みを避ける。
 - ・ 対面での距離の近い接触（互いに手を伸ばした距離）や一定時間以上の会話、多くの人が交わる場所などを避ける。
 - ・ 塾や習い事に行く場合は感染防止対策に注意を払う。

(2) 保護者への周知について

- 不要不急の外出を避け、家庭での生活をすすめる。
- 症状がある場合は、水戸保健所に相談したり早めに受診したりするなど医師の診断に従う。
- 子どもの感染が確認された場合は、学校にも連絡する。
- 臨時休業中の部活動等なし。